

3分で読む!



「廃棄物管理が気になる!」環境担当者様へ

AMITAのVOL.47 リサイクル通信

2008年05月

編集・文責/アマタ株式会社/無断転載禁止
Copyright (C) 2008 AMITA CORPORATION.

よくある廃棄物管理実務の質問より。「処理委託契約書の記載不備が心配です。どこをチェックしたらよいでしょうか?」→答えは、アマタのホームページ「廃棄物管理Q&A」のQ8に掲載しています。Yahoo!で「アマタ Q&A」を検索して、ぜひご確認ください。

原油高による輸送費の値上げ。貴社の取引も逆有償になるかも!

『取引が、運賃による逆有償になったら?』

原油高による輸送費の値上げ、売却する排出物の市場価値の低下、製造工程の変化などによる排出物の品質の低下…。様々な環境の変化に伴い、排出物の輸送費が品代を上回る『逆有償』になるケースがあるかもしれません。そういった取引では、廃棄物処理法が適用されることがあるので、今一度、基本からおさらいして、リスクを見直しましょう。

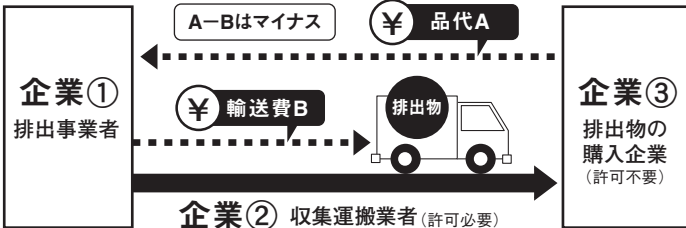
そこで今回は、

運賃による逆有償になる場合のリスクと対策をチェック。



■運賃による逆有償になるのは、どんな取引?

企業①(排出事業者)の排出物を企業③(排出物の購入企業)が有償で購入するが、排出物の品代がその輸送費を下回るため、全体として企業①にコスト負担が生じる場合があります。そのような取引は、運賃による逆有償と呼ばれています。企業②(収集運搬業者)が企業③に排出物を渡すまでは、購入される排出物であっても廃棄物とみなされ、廃棄物処理法が適用されます。



※参考:逆有償に関する通知

http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/tuuti.pdf

(平成17年3月25日環境産発第050325002号 環境省通知 第四「廃棄物」が否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化)

逆有償になったらこんなことが必要になります。

- 企業②の産業廃棄物収集運搬業の許可
- ※企業③(排出物の購入企業)の産業廃棄物処理業の許可は不要
- 企業①と企業②の産業廃棄物収集運搬委託契約の締結
- 企業①、企業②のマニフェストの運用(A・B1・B2票)

■想定されるリスク事例と、回避策をチェックしましょう。

ここが落とし穴	想定されるリスク	回避策
「売れているから廃棄物ではない」と安易に判断してしまおうと、輸送費や品代が変動し、取引が運賃による逆有償になったことに、気づかない場合があります。	無許可業者に産業廃棄物の運搬を委託してしまう可能性があります。その場合、委託基準違反(罰則:5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金)となってしまいます。	関係者に運賃による逆有償についての情報を周知しておくことに加え、委託業者の許可の有無や輸送費の変動などの情報収集を定期的に行うようにしましょう。

アマタ流! 逆有償になった場合の対策のカギ

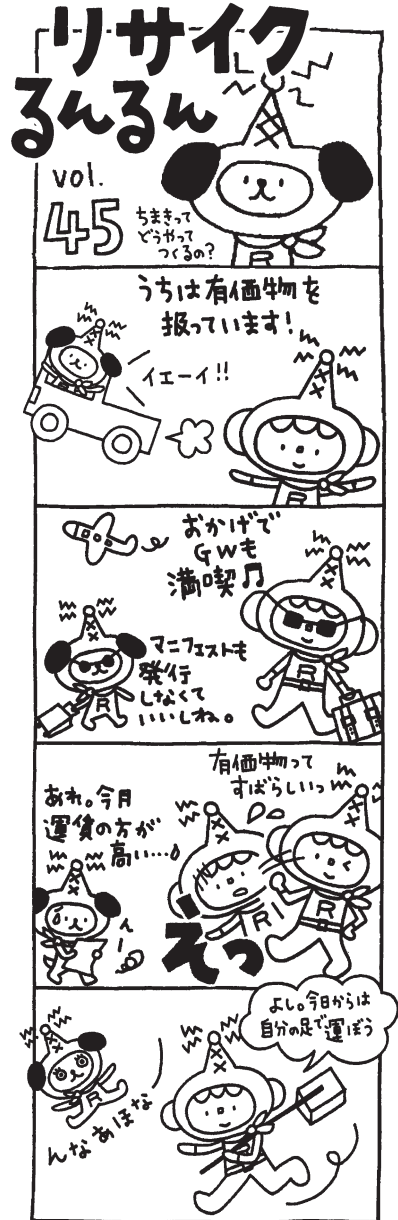
逆有償の取引の場合、運搬については、収集運搬業の許可業者に委託し、契約やマニフェストの運用が必要になります。特殊な運用になるので、その旨、第三者にも分かるような説明資料があるとよいでしょう。

なお、特管産廃に係る帳簿の備え付け等の義務違反には、30万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

この受領確認票をファイルリングすることで帳簿の記載に代用できます。電子マニフェストが帳簿記載事項を満たしていない場合は、不足事項を追記する等の補足をすれば帳簿の記載とすることができま。また、電子マニフェストのデータをダウンロードし時系列的に保存することで、帳簿の備え付けとみなすことも可能です。

A 特別管理産業廃棄物(以下、「特管産廃」)の排出事業者は、帳簿の作成と備え付け、保存の義務が規定(「廃棄物処理法施行規則 第8条の18」)。電子マニフェストを使用してもこの義務は免除されません。ただし、電子マニフェストの受領確認票の中に法令で定める帳簿記載事項が記入されていれば、この受領確認票をファイルリングすることで帳簿の記載に代用できます。電子マニフェストが帳簿記載事項を満たしていない場合は、不足事項を追記する等の補足をすれば帳簿の記載とすることができま。また、電子マニフェストのデータをダウンロードし時系列的に保存することで、帳簿の備え付けとみなすことも可能です。

Q 特別管理産業廃棄物の排出事業者は、電子マニフェストを使用すると帳簿の備え付け等の義務が免除されると聞いたのですが本当でしょうか。



教えて! アマタさん

AMITAさん

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、電子マニフェストを使用すると帳簿の備え付け等の義務が免除されると聞いたのですが本当でしょうか。

AMITAさん

廃棄物関連法Q&A

企業の環境・廃棄物対策は、総合環境ソリューション企業・アマタへお気軽にご相談下さい。

廃棄物処理法や管理業務の手順を、一から解説します。

廃棄物管理の法と実務セミナー【基礎編】

6月23日(月) 東京開催

※5月20日の同セミナー満席のため追加開催。お申し込みはお早めに!

お問合せ・ご質問は

0120-936-083

<http://www.amita-net.co.jp/>

■アマタ株式会社 カスタマーサービス部

配信中止希望の方は下記にチェック/右記にご記入の上、FAX:03-5215-8278まで送信をおねがいします。 | 会社名

配信中止希望 → 理由 不要 本人不在 その他 () | お名前

※本FAX情報サービスをお読みいただいている皆様へ、事務連絡のほか、当社より各種の商品、サービスなどご案内をさせていただく場合がございます。また、ご本人の承諾なく、お客様の個人情報が第三者に開示・提供されることはありません。 | FAX番号